

奄美大島防犯団体連絡協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、奄美大島防犯団体連絡協議会と称する。

(組織)

第2条 本会は、奄美市並びに龍郷町、大和村の各防犯団体協議会（以下各市町村防犯団体連絡協議会という。）をもって組織する。

2 第5条に定める事業を効果的に推進するため、本会に別に定める地域安全モニター等を置く。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、奄美市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、各市町村防犯団体相互の連絡調整を図り、自主的な防犯活動を強力に推進することにより、生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害のない明るい社会を建設することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各市町村防犯団体協議会相互間の連絡調整
- (2) 防犯思想の普及高揚
- (3) 防犯対策の調査研究
- (4) 青少年の非行防止、健全育成のための対策
- (5) 地域安全活動の推進
- (6) 各市町村防犯団体が行う防犯活動に対する協力援助
- (7) 地域安全ニュース等の発行
- (8) 優良防犯団体等及び防犯功労者の表彰
- (9) その他本会の目的を達成するため必要と認めた事項

第3章 役職員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	1 8 名
監 事	3 名

(会長・副会長)

第7条 会長及び副会長は、理事会で選出する。

- 2 会長は会務を統轄し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(理事)

第8条 理事は、次の基準によって各市町村防犯団体協議会から選出する。ただし、その内4名は常任理事とし、理事会で選出する。

奄美市	12名
龍郷町	3名
大和村	3名

(監事)

第9条 監事は理事会で選任する。

- 2 監事は、会計を監査する。

(顧問・参与)

第10条 本会に顧問及び参与を置く。

- (1) 顧問は、奄美警察署長その他学識経験のある者及び防犯活動に功労のあったものの中から理事会で推挙し会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、会務に意見を述べることができる。
- (3) 参与は、本会の事業に関係ある者の中から理事会で推薦し、会長が委嘱する。
- (4) 参与は、本会の業務について指導し、助言する。

(事務局長)

第11条 本会の事務を処理するため、事務局長1名を置く。

- 2 事務局長は、本会の専従職員とし会長が任命する。
- 3 事務局長は、会長の命を受け本会の事務を処理する。

(任期)

第12条 本会の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員は前任者の残留期間を公職にあるものは、その在任期間をそれぞれの任期とする。

- 2 事務局長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(名誉職)

第13条 本会の役職員には給料は支給しない。ただし、旅費その他労務の日当については、実費を支給することができる。

第4章 会 議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第15条 総会は、各市町村防犯団体協議会の中から別表に定める基準によって選出された代議員及び本会の役員をもって構成し、毎年1回会長が招集する。ただし会長が必要と認めた場合は臨時に総会を招集することができる。

- 2 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 規約の改正

- (2) 予算決議
- (3) 事業計画
- (4) 会長、副会長、理事、監事の承認
- (5) その他会長が付議した事項

(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長及び理事により構成し、必要によって会長が招集する。ただし、会長は理事会を招集することが著しく困難であると認めたとき、又は、事案の性質により招集の必要がないと認めたときは、常任理事のみをもってこれにかえることができる。

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画の実施運営に関する事項
- (2) 総会に提出する議案
- (3) 総会の議決を要するもので、緊急のため会長が総会を招集するいとまがないと認めた事項
- (4) 総会の議決を要することで、委任を受けた事項
- (5) その他会長が付議した事項

3 前項第3号によって処理した事項は、次の総会において承認を受けなければならない。

(会議の運営)

第17条 会議のときの議長は会長がこれにあたる。

1 会議の議事は、出席の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 連絡会議

第18条 本会の附属機関として地域安全活動の業務を担当する各市町村担当課及び関係機関との連携を強化するため、地域安全活動推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

- (1) 会長は必要と認めるときは連絡会議の構成員を第4章に規定する会議に出席させ意見を求めることができる。
- (2) 連絡会議の事務局は、第3条に準ずる
- (3) 連絡会議の構成員は、会長が別に指名する者をもって構成する。
- (4) 連絡会議は、会長の諮問を受けて、事務局長が招集し、必要な討議を行い、本会に答申するものとする。

第6章 会計

(経費)

第19条 本会の経費は、会費、助成金、寄附金その他の収入をもってあてる。

(年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 雑則

(細則の制定)

第21条 この規約の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て会長が決める。

付 則 この規約は昭和38年8月15日から施行する。
この規約は昭和58年7月18日から施行する。
この規約は平成6年7月12日から施行する。
この規約は平成7年4月1日から施行する。
この規約は平成13年5月18日から施行する。
この規約は平成18年5月30日から施行する。

別 表

市 町 村 別	代 議 員 数
奄 美 市 名 瀬	7 0 名
奄美市笠利町	2 9 名
奄美市住用町	1 4 名
龍 郷 町	2 0 名
大 和 村	1 1 名